

入札説明書

福岡県青少年科学館電力供給

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

入 札 説 明 書

「福岡県青少年科学館」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記13によること。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

平成29年12月6日

2 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県青少年科学館電力供給

(2) 契約期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(3) 供給場所

福岡県青少年科学館

福岡県久留米市東櫛原町1713

3 仕様書等

別紙のとおり。

4 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

5 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5第2項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成29年12月20日(水)現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 4の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-11サービス業種その他「その他」で、「AA」、「A」の等級に格付けされている者
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成22年3月18日21総セ第28482号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中ではない者

- 6 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 総務チーム
〒830-0003 福岡県久留米市東櫛原町1713
(電話番号) 0942-37-5566 (代)
(FAX) 0942-37-3770
- 7 契約条項を示す場所
6と同じ。
- 8 契約書作成の要否
要。
- 9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札参加申込み
- (1) 提出書類
別紙入札参加申請書
- (2) 提出場所
6と同じ。
- (3) 提出期限
平成29年12月20日(水) 午後5時00分
※ 期限後は受領しない(書類の追加提出を含む)
- (4) 提出方法
直接又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)により、提出しなければならない。電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による提出は認めない。
- (5) その他
ア 入札参加の申込みをしない者は、入札に参加できない。
イ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
ウ 提出書類は、無断で他の目的に使用しないものとする。
エ 提出書類は返却しない。
- 11 入札参加確認通知
入札参加の可否は 平成30年1月5日(金) までに通知する。
- 12 入札に参加できないと決定した者に対する理由の説明
- (1) 競争参加資格がないと決定された者は、競争参加資格がないと決定された理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、平成30年1月17日(水) 午後5時00分までに書面(書式自由)を提出して行わなければならない(ただし、月曜日は除く)。
- (3) 書面は直接又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)により、提出しなければならない。電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による提出は認めない。
- (4) 説明を求められたときは、平成30年1月26日(金) までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (5) (2)の書面の提出先は次のとおりとする。
6と同じ。

13 仕様等に対する質疑応答

仕様等に対する質問は、電話連絡後、質問書を次の受付場所へFAXで送信のこと。また、質問に対する回答は、財団のホームページに掲載し、また閲覧に供する。

(1) 受付場所

6と同じ。

(2) 受付期間

平成29年12月7日(木)から平成30年1月17日(水)までの月曜日、12月27日(水)から1月3日(水)及び1月9日(火)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(3) ホームページ掲載期間

平成30年1月19日(金)から平成30年1月30日(火)午後5時00分まで。

(4) 閲覧場所

福岡県青少年科学館(公益財団法人福岡県教育文化奨学財団)

(5) 閲覧期間

平成30年1月19日(金)から平成30年1月30日(火)までの月曜日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

14 入札書の提出場所、提出期限及び注意事項

(1) 提出場所

6と同じ。

(2) 提出期限

平成30年1月30日(火) 午後5時00分 必着

(3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書(別記様式)を直接(ただし、休館日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)により、提出しなければならない。[電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。]

イ 入札金額は、予定契約電力に係る基本料金、予定使用電力量に係る使用電力量料金及び調整料金(予定契約電力を対象とした割引等)の総額(以下「参考総価比較額」という。)とする。併せて、別紙様式1にその積算内訳として、予定契約電力に係る基本料金、予定使用電力量に係る使用電力量料金及び調整料金それぞれに対して、財団が提示した契約電力及び使用電力量と、各契約希望単価(課税事業者にあつては消費税を含み、小数点第2位未満を切り捨てたもの)を乗じて計算した金額を記載すること。ただし、入札書及び様式1の参考総価比較額は、見積金額の108分の100に相当する金額とする。

また、力率調整については、基本料金に含めるものとする。

ウ 様式1に示す調整料金は、割増の場合は正数を、割引の場合は負数を、また該当する調整料金がない場合は0を記載するものとする。また、燃料費調整額、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、考慮しないこととする。

エ 様式1は入札書と袋綴じ又はホチキス留めの上、割印すること。

オ 落札決定に当たっては、イにより算定した参考総価比較額にて行う。ただし契約締結は、基本料金の単価及び使用電力量料金の単価及び調整料金の単価にて行う。

カ 代理人が入札する場合は、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。この場合、別紙2の委任状を提出すること。

- キ 入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ密閉の上割印し、かつ封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、入札件名「福岡県青少年科学館電力供給」、開札日、入札書在中の旨（以下「必要事項」という。）を朱書きすること。
郵送により提出する場合は、二重封筒とし、上述の封筒を更に別の封筒に入れ、再度封かんし、かつ封皮に必要事項を朱書きすること。
- ク 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ケ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更、又は取消しをすることができない。
- コ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- サ 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。
- シ 様式1の電気使用料金の区分は、事業者の約款等により区分の基準が明確であれば変更してよい。なお、年間電気使用量については区分の基準に従い割り振りを行うこと。
- ス 様式1については、契約を希望する単価で参考総価比較額を算定したものを採用し、入札書に綴じあわせること。

15 開札

(1) 日時

平成30年1月31日(水) 午後3時00分

(2) 場所

福岡県青少年科学館 3階 集会室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

16 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

参考総価比較額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 財団を被保険者とする入札保証保険契約（参考総価比較額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に福岡県若しくは、福岡県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

なお、同規模とは年間使用電力量が、本入札の見込使用電力量（ 486,700 kWh ）の2割（ 97,340 kWh ）以上である契約をいう

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 財団を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に福岡県若しくは、福岡県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

なお、同規模とは年間使用電力量が、本入札の見込使用電力量（ 486,700 kWh ）の2割（ 97,340 kWh ）以上である契約をいう

17 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、15の(4)により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が16の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

18 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

19 支払条件

- (1) 落札者は電力供給開始後、毎月月末の24時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量（前回の計量から当回の計量までの使用電力量をいう。）に基づき電気料金の算定を行うものとする。
- (2) 財団の検収後、落札者の様式の請求書により、電気料金の支払いを財団に請求を行う。
- (3) 財団は、(2)の請求を受けた日から30日以内に支払わなければならないものとする。ただし、落札者の供給条件に支払期日の定めがある場合は、供給条件により支払うものとする。